

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H29 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	生物多様性保全の推進	○★	・生物多様性保全に関する意識の醸成を図る。 ・関係課等と連携のうえ、生きものの生息・生育環境のつながりの確保を図る。	市民・事業者等	・生物多様性に関する市民理解の促進 ・生物多様性の保全と持続可能な利用に関する行動・配慮の促進	計画どおり	223	H23		・「うつつのみや生きものつながりプラン」に基づき、本市の豊かな自然環境を今後も保全し、生物多様性の恵みを持続的に享受していくためには、まずは生物多様性の認知度の更なる向上が重要であることから、様々な機会や媒体を活用し、幅広い世代に対する周知啓発事業を拡充するとともに、体験を通じた効果的な人材育成講座を環境学習センターなどと連携し、効率的に実施することで、市民の生物多様性に対する意識の醸成を図る。 ・自然環境基礎調査については、将来のあるべき姿「市民が自ら考え、多様な生きものの保全に主体的に取り組む」を見据え、市民団体などの活動団体との連携による調査など、具体的な調査計画を立案し、円滑な調査実施に必要な準備を整える。
2	自然環境アドバイザー会議	★	・自然環境専門家によるアドバイザー会議を開催し、自然環境に配慮した公共事業の実施に向けたアドバイスを受ける。	市(公共事業)	・本市公共事業における生物多様性への配慮	計画どおり	151	H10		・開発による生物多様性への負荷低減のため、自然環境アドバイザー会議の意見を反映し、引き続き本市公共事業に係る生物多様性の保全を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	方向性
<p>◆生物多様性保全の推進については、本市の豊かな生物多様性を市民共有の財産として保全し、後世に継承していくことが責務であることから、生物多様性保全の重要性についての周知啓発や人材育成を進めるとともに、保全活動につなげていく取組みを計画的かつ効果的に推進していく必要がある。</p> <p>◆平成29年度に実施した市政に関する世論調査によると、生物多様性について「言葉の意味を知っている」割合が26.8%（「うつつのみや生きものつながりプラン」の基準年(平成26年度)と比較して8.9%の増）と着実に上昇しているが、生物多様性の保全を進めるにあたって、更なる意識の醸成が必要である。</p>	<p>〈施策全般〉 ◆「うつつのみや生きものつながりプラン」の基本方針である、「生物多様性の大切さを知る」と「生物多様性を守る」に基づき、市民、事業者、地域、行政などの様々な主体が連携・協働して、生物多様性保全に関する意識の醸成と、生きものとその生息・生育環境の保全を推進していくなど、本市の生物多様性保全の将来像である「人と生きものが 育みあうまち うつつのみや」の実現に向けて取り組んでいく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆生物多様性保全の推進 基本方針のうち、まず「生物多様性の大切さを知る」を先行し、生物多様性保全に対する意識の醸成を図るため、あらゆる機会・媒体の活用により、幅広い世代に対する周知啓発や人材育成などを重点的に実施していく。また、「生物多様性を守る」では、生息・生育環境を含め動植物を保全していくため、自然環境の把握や関係課等と連携した保全のための各施策を推進していくほか、近年増加しつつある外来種等による影響についての周知啓発や、地球温暖化などの気候変動の生きものへの影響について調査研究を進めていく。 特に自然環境基礎調査については、本市の貴重な財産である自然環境の現況・経年変化等の把握や、保全・管理などの施策を検討する際の基礎資料に用いることを目的として、保全活動団体や教育機関などとの連携により実施していく。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆自然環境アドバイザー会議 本市の公共事業の実施にあたり、「第3次宇都宮市環境基本計画」における環境配慮指針に基づき、自然環境の保護・保全対策について自然環境専門家からアドバイスを受け、自然環境への負荷を低減しながら事業の推進を図る。</p>